

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きがては、
翌日が休日には、
当たる翌日)

第十二条林務課の項の第五号中「治山、保安林」を「治山」に改め、第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 保安林の整備管理に関すること。

第十三条管理課の項中第十一号を次のように改める。

十一 土木部が分掌する土木建築工事及びこれに要する資材の入札及び契約（建築工事に係る契約を除く。）に関すること。

第二十二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に

次の一号を加える。

四 觀光の宣伝に関すること。

第一百五十六条第一項の表の鳥取県郡家土木出張所の項中「・橋梁係」を削り、同表の鳥取県米子土木出張所の項中「有料道路係」を削る。

第一百五十六条第三項の表中「[鳥取県米子土木出張所] 境港市」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十七号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

鳥取県規則第二十八号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年九月鳥取県規則第四十九号）は、廃止する。

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

鳥取県訓令第六号

鳥取県行幸啓奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程を廃止する訓令を次のとおり定める。

昭和四十年六月一日

鳥取県知事 石破二朗

附 則

鳥取県行幸啓奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程を廃止する規程を廃止する訓令

鳥取県行幸啓奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程（昭和四十年一月鳥取県訓令第一号）は、廃止する。

この訓令は、昭和四十年六月一日から施行する。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年六月一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第二十号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委

員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
別表第一の知事の事務部局の福祉事務所の項中

精神薄弱者 福祉司 福祉主主任 を 精神薄弱者 福祉司 福祉主主任 に改め、同表の知事部局の身体障害者更生相談所の項中 精神薄弱者 福祉司 福祉主主任 を 精神薄弱者 福祉司 福祉主主任 に改め、同表の知事部局の身体障害者更生相談所の項中

者更生相談所の項中 所長 を 所長 次長 に改め、同表の知事の事務部局の児童相談所の項中 所長 を 所長 次長 に改め、

係長 を 次長 係長 に改め、同表の知事の事務部局の児童相談所の項中 所長 を 所長 次長 に改め、

同表の知事の事務部局の整肢学園の項中 事務長 を 事務長 に改め、

長 事務次長 に改め、同表の知事の事務部局の病院の項中 係長 を 係長 に改め、

給食主任 長 に改め、同表の知事の事務部局の内職公共職業補導所の項中 所長 を 所長 次長 に改め、同表の知事の事務部局の蘭検定所の項中 所長 を 所長 に改め、

次長 に改め、同表の知事の事務部局の水産試験場の項中 所長 を 所長 に改め、

船務係長 船務係長 に改め、同表の知事の事務部局の土木出張所の項中 建築技術主任 建築技術主任 に改め、同表の知事の事務部局の機関長 登記主任 土木技術主任 に改め、同表の監査委

員事務局の項中「次長係長」を「局長補佐監査主任」に改める。

別表第七の知事の事務部局の保健所の項中「係長」を「レントゲン主任」に改める。
 食品環境主任
 防疫主任

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業訓令

鳥取県企業訓令第一号

鳥取県企業局西部建設事務所処務規程の一部を改正する企業訓令を次のとおり定める。

昭和四十年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業局西部建設事務所処務規程の一部を改正する

企業訓令

鳥取県企業局西部建設事務所処務規程（昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中

鳥取県企業局西部建設事務所境港駐在所	境港市
鳥取県企業局西部建設事務所生山駐在所	日野郡日南町

に改める。